

議案第 69 号

桐生市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例案

桐生市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 26 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

桐生市認可地縁団体印鑑条例(平成21年桐生市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第19条第1項第1号」を「第18条の3第1項第6号」に改める。

第4条第1項中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

第11条中「第19条第1項第1号ト」を「第18条の3第1項第7号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議 案 説 明

議案第 69 号 桐生市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例案

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、条例中の文言整理を行うものです。